

～ 親族等への接近禁止を申し立てる方へ ～

1 親族等への接近禁止とは、相手方が親族等の住居に押しかけて著しく粗野または乱暴な言動をしていることなどから、その親族等に関して申立人が相手方と会わざるを得なくなり、その際にさらに暴力を振るわれるおそれがある場合、申立人を保護するために出される命令です。

2 対象となる「親族等」とは、あなたの両親や兄弟姉妹などが考えられますが、申立てを認めるか否かは裁判官が判断することになります。

また、あなたの子のうち、成人に達した子や、あなたや相手方と同居していない未成年の子に対する接近禁止は、子への接近禁止ではなく、親族等への接近禁止を申し立てることになります。

あくまでも目的は申立人の保護ですので、その親族等への相手方の暴力の有無やそのおそれが理由になるわけではありません。

3 親族等への接近禁止のみを単独で求めることはできず、あなたに対する接近禁止命令が同時に出る場合か、既に出ている場合のみ発令されます。

4 申立ての前に、上記1にあるような事情について、配偶者暴力相談支援センターまたは警察で相談する必要があります。

(事前に相談していない場合、公証人役場に行き、宣誓供述書を作成し、この宣誓供述書を保護命令の申立書に添付しなければなりません。)

5 申立書には、その親族等の同意書を添付してください。その際には、署名下の押印が実印でできる場合には印鑑証明書を添付してください。印鑑証明書の添付が難しい場合は、手紙などその親族等の筆跡が分かるものを添付してください。